

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年4月27日
【会社名】	株式会社ダイヤモンドダイニング
【英訳名】	Diamond Dining Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松村 厚久
【本店の所在の場所】	東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル18階
【電話番号】	03 - 6858 - 6080（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室長 樋口 康弘
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル18階
【電話番号】	03 - 6858 - 6080（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室長 樋口 康弘
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 7,600,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 273,200,000円
	(注) 1. 本募集は、平成27年4月27日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行するものであります。 2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合算した金額は減少いたします。 3. 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合算した金額は変動する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	2,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	7,600,000円
発行価格	3,800円 (注)発行価格は、第三者評価機関であるSPマネジメント株式会社が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルにより算定した1株当たりのオプション価格(小数点以下2位未満の端数は四捨五入)に各新株予約権の目的である株式の数に乗じた結果を参考に決定したものであります。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年5月13日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル18階 株式会社ダイヤモンドダイニング経営企画室(又はその時々における当該業務担当部署)
払込期日	平成27年5月14日
割当日	平成27年5月14日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行銀座通支店 東京都中央区銀座五丁目8番15号

- (注)1. 本新株予約権証券は、平成27年4月27日開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申し込み方法は、申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うものといたします。
3. 本新株予約権の募集はストックオプションの目的をもって行うものであり、当社との間で事業に関するコンサルティング契約又はアドバイザリー契約(以下「顧問契約等」といいます。)を締結している会社の代表取締役(以下「顧問等」といいます。)2名に対して割り当てられるものであります。
4. 本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数の内訳は以下のとおりであります。

割当予定先	人数	割当新株予約権数
当社の顧問等	2名	2,000個

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、当社普通株式の単元株式数は、100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 新株予約権の目的となる株式の総数は200,000株であります。 2. 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は100株といたします。ただし、付与株式数は「(注)1. 付与株式数の調整」の定めにより調整を受けることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、1,328円(以下「行使価額」とする。)に付与株式数に乗じた金額といたします。ただし、行使価額は「(注)2. 行使価格の調整」の定めにより調整を受けることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	273,200,000円(注) (注)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、1,328円に新株予約権の目的となる株式の総数(200,000株)に乗じた金額に、新株予約権の発行価額の総額を加えた額を記載しています。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、各新株予約権の発行価格を加えた額を付与株式数で除した額といたします。</p> <p>2. 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることといたします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。</p>
新株予約権の行使期間	平成29年5月1日から平成30年4月30日までとします。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に該当するときにはその前営業日を最終日とします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ダイヤモンドダイニング経営企画室（又はその時々における当該業務担当部署）</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行銀座通支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 権利行使時において、当社の時価総額が250億円を超え、かつ新株予約権者又は新株予約権者が代表取締役を務める会社が当社との間で事業に関するコンサルティング契約又はアドバイザー契約を締結していること</p> <p>2. 各新株予約権の一部行使はできないものとします。</p> <p>3. その他の条件については、新株予約権者と締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 以下の、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案</p> <p>2. 新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」の規定により、新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。</p> <p>3. 新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して、以下「組織再編行為」といいます。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいいます。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件といたします。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付いたします。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式といたします。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定いたします。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。</p> <p>増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定いたします。</p> <p>新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定いたします。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものといたします。</p> <p>新株予約権の取得事由 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定いたします。</p> <p>組織再編行為の際の新株予約権の取扱い 本「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて決定いたします。 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。</p>
---------------------------------	--

(注) 1 . 付与株式数の調整

割当日以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てることといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、下記(注) 2 . (2) の規定を準用するものといたします。

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものといたします。

2. 行使価額の調整

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下「行使価額調整式」といいます。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることといたします。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。))の行使による場合を除きます。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下「適用日」といいます。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除きます。)といたします。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入いたします。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数といたします。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによるものといたします。

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用いたします。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用いたします。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」といいます。)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てることといたします。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用いたします。

- (3) 上記(1)及びに定める場合の他、割当日以降、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものといたします。

3. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しないものとします。

4. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印、又は署名の上、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとします。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとします。

5．新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となります。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行います。

6．新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てることといたします。

7．社債、株式等の振替に関する法律の適用

新株予約権の目的である株式については、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用があります。

8．発行可能株式総数

9,688,000株

9．株主名簿管理人の名称及び住所並びに営業所

名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
営業所 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
273,200,000円	5,000,000円	268,200,000円

- (注) 1．払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。
- 2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3．発行諸費用の内訳は、書類作成費用、弁護士費用、新株予約権の価格算定費用及び登記関連費用等でありませす。
- 4．新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、当社の顧問等の当社へのコミットメントを更に高めることにより当社及び当社グループの業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する意欲・士気を高めること、及び顧問等の将来における成果報酬の一部を有償ストックオプションとすることにより将来的な経費削減を図ることを目的として、当社の顧問等に対し、適正な払込金額にて本新株予約権を発行するものであり、資金調達を主たる目的とはしておりません。また、資金の払込は、新株予約権を付与された者の判断によるため、現時点でその金額及びその時期を資金計画に反映させることは困難であります。従いまして、手取金は、運転資金に充当する予定ではありますが、具体的な資金使途と支出時期については、払込のなされた時点の資金繰り状況に応じて決定いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	氏名	小田 吉男
	住所	東京都港区
	職業の内容	L i N K - U P株式会社 代表取締役社長
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社と同氏が代表取締役を務めるL i N K - U P株式会社との間で、コンサルティング契約に基づく取引関係があります。同氏は、当社との間の平成26年4月30日付事業コンサルティング契約書に基づき、当社の事業支援を目的として、指導、助言、企画制作、調査、各リソースの提案等の事業コンサルティングを当社に行っております。

a 割当予定先の概要	氏名	須田 英之
	住所	東京都世田谷区
	職業の内容	ヘリックス・クリエイティブ株式会社 代表取締役
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社と同氏が代表取締役を務めるヘリックス・クリエイティブ株式会社との間で、アドバイザー契約及び広告宣伝等に関する請負契約に基づく取引関係があります。同氏は、当社との間の平成27年4月1日付アドバイザー業務委託契約書及び平成26年8月1日付製作等請負基本契約書に基づき、当社に対してWEBサイト等の制作、分析及び改善策の提案等を行うとともに、当社の広告制作業務を請け負っております。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成27年4月27日現在のものです。

c . 割当予定先の選定理由

「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」において記載いたしましたとおり、当社の顧問等の当社へのコミットメントを更に高めることにより当社及び当社グループの業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する意欲・士気を高めること、及び顧問等の将来における成果報酬の一部を有償ストックオプションとすることにより将来的な経費削減を図ることを目的として、当社の顧問等を新株予約権の割当予定先に決定しました。

d . 割り当てようとする株式の数

氏名	株式数(株)
小田 吉男	180,000
須田 英之	20,000

（注） 割り当てられる新株予約権の目的である株式の数を記載しております。なお、小田吉男氏に割り当てられる新株予約権は1,800個、須田英之氏に割り当てられる新株予約権は200個であります。

e．株券等の保有方針

当社は、新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、割当予定先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。なお、新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先である小田吉男氏については平成27年4月21日を基準日とする証券口座の預金残高を示すレポートの写しを受領し、須田英之氏については銀行口座の預金通帳の写しを受領することにより、割当予定先の払込みに要する財産の存在を確認するとともに、自己資金である旨を口頭でそれぞれ確認しております。これにより、当社は、割当予定先が各自に割り当てられる新株予約権の発行価格に相当する資金を保有していると判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先の顧問等につきましては、当社はこれまでも当社の内規により反社会的勢力との一切の取引等の関わりを排除する一環として、人事総務部により反社会的勢力との一切の取引等の関わりの有無について調査しており、顧問等と反社会的勢力との一切の取引等の関わりがないことを確認しております。また、今回の決議に先立ち顧問等から経営企画室が反社会的勢力との一切の取引等の関りの有無について聞き取り調査を行い、顧問等と反社会的勢力との一切の取引等の関りがないことを確認しております。

さらに、当社は、コンプライアンスの遵守の観点から、第三者の信用調査会社（株式会社J P リサーチ & コンサルティング（代表取締役：古野啓介、住所：東京都港区虎ノ門三丁目7番12号 虎ノ門アネックス6F））に顧問等の調査を依頼しました。その内容は、顧問等及び顧問等が代表取締役を務める会社に関する属性情報（反社会的勢力の関与の有無）、過去の行為情報（違法行為等）、訴訟情報、風評情報等の確認、その他重大な懸念リスクの有無等について確認するものです。その調査結果として、顧問等が反社会的勢力や違法行為等に関わりを示す情報に該当はありませんでした。

これらの調査を踏まえて、当社は、割当予定先の顧問等につきまして、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。なお、当社は、取締役会において本新株予約権の発行を決議するに先立ち、割当予定先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使価額等の発行条件を決定するにあたって、独立した第三者機関であるS Pマネジメント株式会社(代表取締役:原口和久、住所:東京都港区北青山三丁目6番7号 青山パライシオタワー6F)(以下「算定機関」といいます。)に新株予約権の価格算定を依頼し、新株予約権に関する評価報告書を受領しております。

算定機関は、本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した平成27年4月27日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社株価の終値(1,328円)、株価変動性(44.7%から46.8%)、無リスク利子率(-0.001%)、配当利回り(0.7502%)及び本新株予約権の発行要項の内容を勘案した上で、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つであるブラック・ショールズ・モデルを用いて新株予約権の理論的価値を算定しております。

本新株予約権の発行は、当社の顧問等の当社へのコミットメントを更に高めることにより当社及び当社グループの業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する意欲・士気を高めること、及び顧問等に有償ストックオプションを付与することで当該顧問等が代表取締役を務める会社に支払うコンサルティング料等の将来的な上昇を抑制することを目的としており、これにより、当社の企業価値の向上が見込まれることを勘案し、算定機関の評価結果も踏まえて、定量的、定性的に十分に総合的に検討いたしました。

その結果、新株予約権の発行価格は、算定機関による算定結果と同額であり、また、新株予約権を発行することによって得られる当社の経済的利益に見合うものであることから、割当予定先に特に有利な条件ではないと判断いたしました。

また、当社監査役3名全員からも、当社取締役から発行要項の内容の説明を受けると共に、算定機関の算定結果及び上記の議論を踏まえ検討した結果、割当予定先に特に有利ではないと判断した旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社普通株式の現在の発行済株式総数7,266,000株(議決権数70,929個)に対して、第三者割当による新株予約権の発行により発生する潜在株式数は200,000株(議決権数2,000個)であり、発行済株式数に対して最大で2.75%(総議決権数に対する割合2.82%)の希薄化が生じます。

本新株予約権の発行は、当社の顧問等の当社へのコミットメントを更に高めることにより当社及び当社グループの業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する意欲・士気を高めること、及び顧問等に有償ストックオプションを付与することで当該顧問等が代表取締役を務める会社に支払うコンサルティング料等の将来的な上昇を抑制することを目的としており、これにより、当社及び当社グループの企業価値の向上が見込まれるものと考えております。なお、顧問契約等については、当社と顧問等が代表を務める会社との間で締結していますが、実際に業務を実施しているのは顧問等本人であります。そして、顧問等から経営に深く関わるコンサルティングを受けることにより、当社の業績が将来的に向上することが見込まれることから、顧問等に対する将来における成果報酬の付与が妥当であると判断しております。本新株予約権の発行は、現金に代えて将来における成果報酬を付与するものであり、顧問等のモチベーションを高めるとともに当社における将来的な経費削減にも繋がるものと考えております。

また、本新株予約権には、権利行使時において、当社の時価総額が250億円を超えていなければ権利行使できない旨の条件が付されています。当該条件は、当社の現在の業績をベースとしつつ、当社の中期3ヶ年計画において目標としている売上・利益目標を実現した場合の時価総額を見込んで設定したものであり、これにより、当社及び当社グループの業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する顧問等のモチベーションを高めることを企図しております。

当社及び当社グループの企業価値が向上することは、既存の株主の皆様利益向上に資するものと考えており、本第三者割当による新株予約権の発行による潜在株式数の発生数量及び希薄化の規模は、既存の株主の皆様にとっても合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
松村 厚久	東京都港区	2,556,000	36.04%	2,556,000	35.05%
株式会社松村屋	東京都港区芝4丁目9番9号	744,000	10.49%	744,000	10.20%
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1丁目23番1号	345,000	4.86%	345,000	4.73%
小田 吉男	東京都港区	-	-	180,000	2.47%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	176,700	2.49%	176,700	2.42%
株式会社ダイヤモンドダイニング	東京都港区芝4丁目1番23号 三田NNビル18階	169,260	-	169,260	-
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	141,900	2.00%	141,900	1.95%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16番13号)	101,400	1.43%	101,400	1.39%
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED MAIN ACCOUNT(常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	ONE CABOT SQUARE LONDON E14 4QJ (東京都港区六本木1丁目6番1号)	96,900	1.37%	96,900	1.33%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	61,800	0.87%	61,800	0.85%
計	-	4,392,960	59.55%	4,572,960	60.38%

- (注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
2. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年2月28日現在の株式名簿に基づき、平成27年3月1日を効力発生日として実施した株式分割(普通株式1株を3株に分割)の結果を反映したものであります。
3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年2月28日現在の発行済株式総数に今回の第三者割当により割り当てる予定の新株予約権の目的である普通株式の総数200,000株(議決権数2,000個)を加えて算定しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年4月27日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成27年4月27日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第18期事業年度）提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年4月27日）までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

その提出理由及び報告内容は以下のとおりであります。

平成26年5月30日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社は、平成26年5月29日開催の第18回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年5月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその金額
当社普通株式1株につき金25円 総額金59,142,500円

ロ 効力発生日

平成26年5月30日

第2号議案 取締役4名選任の件

松村厚久、薬師寺祥行、久保田勝、鈴木大徳の4名を取締役に選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

西村康裕を監査役に選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係わる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

<会社提案(第1号議案から第6号議案まで)>

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	16,408	49		(注)1	可決 98.18
第2号議案 取締役4名選任の件					
松村 厚久	16,397	62	0	(注)2	可決 98.11
薬師寺 祥行	16,396	63	0		可決 98.10
久保田 勝	16,397	62	0		可決 98.11
鈴木 大徳	16,387	72	0		可決 98.05
第3号議案 監査役1名選任の件	16,370	89	0	(注)2	可決 97.95

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使及び当日出席の一部株主からの各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3 最近の業績の概要

平成27年4月10日開催の取締役会において承認された第19期連結会計年度(自平成26年3月1日至平成27年2月28日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査が終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

なお、連結財務諸表に記載した金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,868,942	4,565,068
売掛金	267,477	326,505
預け金	140,809	170,390
前払費用	427,344	503,559
商品	8,599	8,505
原材料及び貯蔵品	136,520	151,648
未収入金	89,626	137,749
繰延税金資産	117,135	101,537
その他	11,130	36,793
貸倒引当金	1,839	2,448
流動資産合計	5,065,747	5,999,311
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,279,133	7,949,662
減価償却累計額	4,605,490	4,730,197
減損損失累計額	701,687	638,954
建物（純額）	1,971,956	2,580,511
車両運搬具	1,714	2,425
減価償却累計額	1,571	2,069
車両運搬具（純額）	142	355
工具、器具及び備品	2,183,750	2,441,816
減価償却累計額	1,838,392	1,885,663
減損損失累計額	61,424	61,082
工具、器具及び備品（純額）	283,933	495,070
土地	26,033	53,759
リース資産	497,003	477,363
減価償却累計額	346,371	402,240
減損損失累計額	21,778	21,103
リース資産（純額）	128,853	54,019
建設仮勘定	115,152	67,663
有形固定資産合計	2,526,072	3,251,379
無形固定資産		
のれん	321,821	519,133
商標権	2,504	1,671
ソフトウェア	18,952	31,377
その他	63,551	48,261
無形固定資産合計	406,829	600,444
投資その他の資産		
長期前払費用	85,811	188,133
差入保証金	3,830,016	3,968,505
繰延税金資産	383,711	461,321
その他	126,856	217,506
貸倒引当金	2,760	-
投資その他の資産合計	4,423,636	4,835,466
固定資産合計	7,356,537	8,687,290
資産合計	12,422,285	14,686,602

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	518,220	612,189
短期借入金	58,000	-
1年内返済予定の長期借入金	1,543,361	2,021,440
1年内償還予定の社債	400,000	400,000
未払費用	747,551	895,552
未払法人税等	276,207	248,827
賞与引当金	34,642	49,717
株主優待引当金	18,088	11,179
ポイント引当金	12,833	14,871
資産除去債務	21,752	-
繰延税金負債	-	1,552
その他	833,447	1,300,549
流動負債合計	4,464,104	5,555,880
固定負債		
社債	1,010,000	610,000
長期借入金	2,888,894	4,274,258
長期割賦未払金	448,680	288,632
リース債務	108,773	50,068
資産除去債務	367,645	453,730
長期前受収益	104,159	34,241
その他	39,318	41,348
固定負債合計	4,967,471	5,752,279
負債合計	9,431,576	11,308,160
純資産の部		
株主資本		
資本金	502,015	502,015
資本剰余金	492,015	492,015
利益剰余金	1,958,725	2,285,378
自己株式	71,391	71,668
株主資本合計	2,881,363	3,207,739
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	89,149	150,506
その他の包括利益累計額合計	89,149	150,506
新株予約権	20,196	20,196
純資産合計	2,990,708	3,378,442
負債純資産合計	12,422,285	14,686,602

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
売上高	24,776,318	26,079,240
売上原価	5,552,337	5,619,602
売上総利益	19,223,981	20,459,637
販売費及び一般管理費	18,510,198	19,495,463
営業利益	713,782	964,173
営業外収益		
受取利息	885	1,797
受取協賛金	23,166	23,166
受取配当金	1,006	1,000
負ののれん償却額	114,614	-
為替差益	13,325	51,553
その他	62,973	78,303
営業外収益合計	215,972	155,821
営業外費用		
支払利息	95,733	99,143
支払手数料	32,961	36,033
その他	23,063	28,702
営業外費用合計	151,757	163,878
経常利益	777,996	956,116
特別利益		
固定資産売却益	6,987	4,096
固定資産受贈益	11,289	-
立退補償金	71,428	-
その他	8,180	-
特別利益合計	97,885	4,096
特別損失		
固定資産除却損	25,692	14,884
固定資産売却損	640	7,549
減損損失	305,719	129,902
本社移転費用	23,376	-
解約違約金	-	20,624
その他	15,145	15,680
特別損失合計	370,575	188,641
税金等調整前当期純利益	505,306	771,571
法人税、住民税及び事業税	370,395	335,118
法人税等調整額	34,050	50,657
法人税等合計	336,345	385,775
少数株主損益調整前当期純利益	168,961	385,795
当期純利益	168,961	385,795

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
少数株主損益調整前当期純利益	168,961	385,795
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	71,091	61,356
その他の包括利益合計	71,091	61,356
包括利益	240,053	447,152
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	240,053	447,152
少数株主に係る包括利益	-	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	502,015	492,015	1,850,203	2,413	2,841,820
当期変動額					
剰余金の配当			60,440		60,440
当期純利益			168,961		168,961
自己株式の取得				68,978	68,978
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	108,521	68,978	39,542
当期末残高	502,015	492,015	1,958,725	71,391	2,881,363

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	18,057	18,057	-	2,859,878
当期変動額				
剰余金の配当				60,440
当期純利益				168,961
自己株式の取得				68,978
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	71,091	71,091	20,196	91,287
当期変動額合計	71,091	71,091	20,196	130,830
当期末残高	89,149	89,149	20,196	2,990,708

当連結会計年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	502,015	492,015	1,958,725	71,391	2,881,363
当期変動額					
剰余金の配当			59,142		59,142
当期純利益			385,795		385,795
自己株式の取得				276	276
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	326,653	276	326,376
当期末残高	502,015	492,015	2,285,378	71,668	3,207,739

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	89,149	89,149	20,196	2,990,708
当期変動額				
剰余金の配当				59,142
当期純利益				385,795
自己株式の取得				276
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	61,356	61,356	-	61,356
当期変動額合計	61,356	61,356	-	387,733
当期末残高	150,506	150,506	20,196	3,378,442

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	505,306	771,571
減価償却費	673,990	675,155
減損損失	305,719	129,902
のれん償却額	164,065	156,100
負ののれん償却額	114,614	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,186	2,151
賞与引当金の増減額(は減少)	3,799	13,272
株主優待引当金の増減額(は減少)	3,970	6,908
ポイント引当金の増減額(は減少)	12,833	2,038
有形固定資産売却損益(は益)	6,346	3,453
有形固定資産除却損	25,692	14,884
固定資産受贈益	11,289	-
受取利息及び受取配当金	1,891	2,797
支払利息	95,733	99,143
支払手数料	32,961	36,033
立退補償金	71,428	-
売上債権の増減額(は増加)	8,847	53,778
未収入金の増減額(は増加)	57,219	3,800
前受収益の増減額(は減少)	110,011	69,988
たな卸資産の増減額(は増加)	8,277	10,044
前払費用の増減額(は増加)	31,492	71,075
未払費用の増減額(は減少)	11,867	124,241
仕入債務の増減額(は減少)	8,078	23,370
未払金の増減額(は減少)	159,289	68,711
未払又は未収消費税等の増減額	23,192	230,244
その他	65,227	115,751
小計	1,711,470	2,250,931
利息及び配当金の受取額	1,891	2,759
立退補償金の受取額	71,428	-
利息の支払額	90,059	94,272
法人税等の支払額	256,001	435,430
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,438,730	1,723,987

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(は増加)	6,680	8,374
有形固定資産の取得による支出	564,210	1,189,788
有形固定資産の売却による収入	106,086	6,296
無形固定資産の取得による支出	8,598	17,819
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による 支出	-	213,562
事業譲受による支出	-	181,696
差入保証金の差入による支出	235,373	422,422
差入保証金の回収による収入	464,738	236,469
長期前払費用の増加による支出	36,813	145,542
投資有価証券の取得による支出	-	80,096
資産除去債務の履行による支出	49,528	41,770
その他	10,513	9,858
投資活動によるキャッシュ・フロー	340,894	2,048,448
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	17,834	58,000
長期借入れによる収入	1,422,031	3,929,597
長期借入金の返済による支出	1,981,264	2,100,295
割賦未払金の支出	145,009	157,046
リース債務の返済による支出	119,842	101,152
社債の発行による収入	1,100,000	-
社債の償還による支出	290,000	400,000
手数料の支払額	32,961	18,700
配当金の支払額	60,584	49,951
自己株式の取得による支出	68,978	276
新株予約権の発行による収入	20,196	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	174,245	1,044,174
現金及び現金同等物に係る換算差額	47,372	2,418
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	970,962	717,294
現金及び現金同等物の期首残高	2,814,949	3,785,911
現金及び現金同等物の期末残高	3,785,911	4,503,205

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8社

子会社の名称

株式会社サンプール

株式会社ゴールドデンマジック

株式会社バグース

Diamond Dining International Corporation

Shokudo Japanese LLC.

Buho Waikiki LLC.

Diamond Dining Singapore Pte.Ltd.

Diamond Wedding LLC.

上記のうち、Diamond Dining Singapore Pte.Ltd.については、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

なお、KOMARS F&B PTE.LTD.は、平成26年10月1日付でDiamond Dining Singapore Pte.Ltd.へ商号変更しております。

また、Diamond Wedding LLC.については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

さらに、前連結会計年度において連結子会社でありましたDiamond Dining International California LLC.は、平成26年5月6日付で会社清算したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数 2社

子会社の名称

株式会社土佐社中

株式会社吉田卯三郎商店

(連結の範囲から除いた理由)

株式会社土佐社中及び株式会社吉田卯三郎商店は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社

株式会社土佐社中

株式会社吉田卯三郎商店

(持分法を適用しない理由)

非連結子会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Diamond Dining International Corporation、Shokudo Japanese LLC.、Buho Waikiki LLC.及びDiamond Wedding LLC.の決算日は12月29日であります。また、Diamond Dining Singapore Pte.Ltd.の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ

時価法を採用しております。

たな卸資産

商品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。
建物 2~22年
工具、器具及び備品 2~20年
無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
長期前払費用
定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
株主優待引当金
株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき、発生すると見込まれる額を計上しております。
ポイント引当金
DDマイル会員に付与したポイントの使用に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- (4) 重要なヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
ヘッジ手段
金利スワップ
ヘッジ対象
市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの(変動金利の借入金)
ヘッジ方針
デリバティブ取引は金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。
ヘッジの有効性評価の方法
金利スワップは特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性の評価に代えております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
5~10年間の定額法により償却を行っております。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (8) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「固定負債」の「リース資産減損勘定」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組換えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」に表示していた「リース資産減損勘定」9,567千円、「その他」29,751千円は、「その他」39,318千円として組替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「為替差益」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組換えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた76,299千円は、「為替差益」13,325千円、「その他」62,973千円として組替えております。

(追加情報)

(決算日後の法人税等の税率変更に係る事項)

平成27年3月31日に、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)、が公布され、平成27年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、平成28年3月1日から開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が35.6%から33.1%に、また、平成29年3月1日から開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が32.3%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当連結会計年度末に適用した場合、繰延税金資産(繰延税金負債の額を控除した金額)が21,133千円減少し、法人税等調整額が同額増加します。

（セグメント情報等）

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、本社に営業本部を置き、営業本部主導を基礎とした業種別のセグメントから構成されており、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社グループは、「飲食事業」、「アミューズメント事業」及び「ライセンス事業」の3つを報告セグメントとしております。「飲食事業」は、飲食店の経営及び運営を行っております。「アミューズメント事業」は、国内において、ビリヤード、ダーツ、カラオケ、シミュレーションゴルフ、複合カフェ等の遊技場の経営及び運営を行っております。「ライセンス事業」は、これまで自社グループで開発し直営展開しておりました業態の一部をライセンス化及びフランチャイズ化し、主に飲食事業を行っている外部の法人企業様へ販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	飲食事業	アミューズ メント事業	ライセンス 事業	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	18,561,195	6,171,232	43,890	24,776,318	-	24,776,318
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	18,561,195	6,171,232	43,890	24,776,318	-	24,776,318
セグメント利益又は セグメント損失（ ）	1,515,302	591,966	52,053	2,055,215	1,341,432	713,782
セグメント資産	5,556,004	2,368,521	9,601	7,934,126	4,488,158	12,422,285
その他の項目						
減価償却費	417,729	174,414	951	593,095	80,894	673,990
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	318,565	438,066	193	756,825	203,064	959,889

（注）1. 調整額は、以下のとおりであります。

- （1）セグメント利益又はセグメント損失（ ）の調整額 1,341,432千円は、主に各セグメントに配分していない間接部門費用であります。
 - （2）セグメント資産の調整額4,488,158千円は、主に各セグメントに配分していない賃借不動産物件に係る資産及びグループ全体の管理業務に係る資産であります。
 - （3）減価償却費の調整額は、主に各セグメントに配分していない賃借不動産物件に係る資産及びグループ全体の管理業務に係る資産の減価償却費であります。
 - （4）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に各セグメントに配分していない賃借不動産物件に係る保証金及びグループ全体の管理業務に係る資産の増加額であります。
2. セグメント利益又はセグメント損失（ ）は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、投資その他の資産「差入保証金」を含んでおります。

当連結会計年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	飲食事業	アミューズ メント事業	ライセンス 事業	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	19,340,468	6,684,042	54,729	26,079,240	-	26,079,240
セグメント間の内部売上高又 は振替高	-	-	-	-	-	-
計	19,340,468	6,684,042	54,729	26,079,240	-	26,079,240
セグメント利益	1,674,319	838,228	15,615	2,528,164	1,563,990	964,173
セグメント資産	6,668,638	2,688,295	16,274	9,373,208	5,313,394	14,686,602
その他の項目						
減価償却費	380,549	193,798	422	574,771	100,384	675,155
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	727,364	474,158	-	1,201,523	84,429	1,285,953

(注)1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 1,563,990千円は、主に各セグメントに配分していない間接部門費用であります。
 - (2) セグメント資産の調整額5,313,394千円は、主に各セグメントに配分していない賃借不動産物件に係る資産及びグループ全体の管理業務に係る資産であります。
 - (3) 減価償却費の調整額は、主に各セグメントに配分していない賃借不動産物件に係る資産及びグループ全体の管理業務に係る資産の減価償却費であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に各セグメントに配分していない賃借不動産物件に係る保証金及びグループ全体の管理業務に係る資産の増加額であります。
2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、投資その他の資産「差入保証金」を含んでおります。

関連情報

前連結会計年度(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

日本	米国	アジア	合計
2,614,812	609,695	26,872	3,251,379

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
1株当たり純資産額	418円55銭	473円21銭
1株当たり当期純利益金額	23円66銭	54円36銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	53円27銭

- (注) 1. 平成27年3月1日を効力発生日として、普通株式1株を3株に分割し、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用しておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額 (千円)	168,961	385,795
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	168,961	385,795
普通株式の期中平均株式数 (株)	7,139,802	7,096,947
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (千円)	-	-
(うち支払利息(税額相当額控除後)) (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	-	145,033
(うち転換社債型新株予約権付社債) (株)	(-)	(-)
(うち新株予約権) (株)	-	(145,033)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成25年新株予約権 普通株式 561,000株	-

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
純資産の部の合計額 (千円)	2,990,708	3,378,442
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	20,196	20,196
(うち新株予約権) (千円)	(20,196)	(20,196)
(うち少数株主持分) (千円)	(-)	(-)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	2,970,512	3,358,246
1株当たり純資産の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	7,097,100	7,096,740

（重要な後発事象）

（株式分割について）

当社は、平成27年1月14日開催の取締役会において、株式分割を行うことを決議いたしました。

1．株式分割の目的

当社株式の投資単位あたりの金額の引き下げにより、当社株式に、より一層投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的にしております。

2．株式分割の概要

（1）分割の方法

平成27年2月28日（土曜日）を基準日（実質基準日は平成27年2月27日（金曜日））として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

（2）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	2,422,000株
今回の分割により増加する株式数	4,844,000株
株式分割後の発行済株式数	7,266,000株
株式分割後の発行可能株式総数	9,688,000株

（3）分割の日程

基準公告日	平成27年2月13日（金曜日）
基準日	平成27年2月28日（土曜日）
（実質基準日）	（平成27年2月27日（金曜日））
効力発生日	平成27年3月1日（日曜日）

3．1株当たり情報に及ぼす影響

前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における前連結会計年度及び当連会計年度の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）	当連結会計年度 （自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）
1株当たり当期純利益金額	23円66銭	54円36銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	53円27銭

4．新株予約権の調整

株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式についても同様に調整されます。また、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価格を効力発生日以降、以下のとおりに調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成25年新株予約権	1,748円	583円

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第18期）	自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日	平成26年5月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第19期第3四半期）	自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日	平成27年1月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 5月30日

株式会社ダイヤモンドダイニング

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 博行 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 向井 誠 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダイヤモンドダイニングの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイヤモンドダイニング及び連結子会社の平成26年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ダイヤモンドダイニングの平成26年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ダイヤモンドダイニングが平成26年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月30日

株式会社ダイヤモンドダイニング

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 博行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向井 誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダイヤモンドダイニングの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイヤモンドダイニングの平成26年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 1月14日

株式会社ダイヤモンドダイニング

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 博行 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 向井 誠 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダイヤモンドダイニングの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年9月1日から平成26年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年3月1日から平成26年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ダイヤモンドダイニング及び連結子会社の平成26年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。